

都道府県別1173病院 医療の質と経営状態でランキング

週刊

合併特大号

2009 8/15・22
特別定価740円

都市経済特集

宮崎

もはや「どげんか」じゃない
東国原知事
こんげせんといかん!



<http://dw.diamond.ne.jp/>

第97巻33号／毎週土曜日発行／平成21年8月22日発行／大正2年5月10日第3種郵便物

頼れる病院 消える病院

自治体病院
給料ランキング

医師 看護師

准看護師 事務職員



民主党政権で
どうなる?
ニッポンの医療



民間病院185
実力ランキング

勤務医から見た
開業医のうまみ

国立大学・私立大学病院
収益比較

医療崩壊と再生の現場
縦断レポート

北海道 岩手 千葉 愛知

大阪 京都 岡山 福岡 長崎

健全経営で全国的にも有名な
恵寿総合病院。神野正博
理事長は「地域の実情に即
した対応」を要望



北陸で先陣を切った 恵寿総合病院

北陸三県で唯一の社会医療法人となったのは、石川県七尾市に拠点のある董仙会である（今年六月時点）。恵寿総合病院（四五一床）を核に、保健・医療・介護・福祉事業を統合した複合体「けいじゅヘルスシステム」を擁し、近年、急速な成長・発展を遂げてきた医療法人だ。

人口約五万九〇〇〇人の七尾市で、救急医療に取り組んでいるのは恵寿総合病院と公立能登総合病院（四三四床）の二施設しかない。長年にわたり地域中核病院として

の役割を果たしてきた恵寿総合病院は、年間の救急搬送件数が一五〇〇件を超え、昨年十一月一日、救急医療の事業要件で社会医療法人の認定を受けることができた。

「七尾市は高齢化の進展が著しく、人口も減少傾向のため、未来永劫にわたって夜間・休日救急車受け入れ件数が年間七五〇件以上という要件を維持できるかどうか、正直言って不安はある」

そう語るのは神野正博理事長。確かに、救急搬送件数だけを実績要件とすると、地方都市の病院はどうしてもハンディを背負う。このため、「救急搬送件数ではなく、救急医療のシェアで評価するよう

な、地域の実情に即した柔軟な対応を検討してほしい」と要望する。

董仙会では、医療法人の中でも例外的に収益事業が可能な特別医療法人（社会医療法人へと発展解消されるため一二年に廃止）という法人格を取得していたため、もともと、収益事業には前向きに取り組んできた。

病院のセントラルキッチンで一日三〇〇〇食以上の食事を調理し、

地方での認定が増えるように 要件を緩和し門戸開放を望む

日野頌三 ● 日本医療法人協会会長



「出口」対策がきちんとしていないと救急医療の提供は困難である。また、地域連携などにより退院後の患者のフォローを行なっている病院なども、良質の救急医療の確保に貢献していることを厚生労働省は認識してほしい。

私たちは社会医療法人の門戸開放に向けて努力していきたいと考えているが、現状では全国で五五法人しか認定を受けておらず、都市部と比較すると地方ではいまだ少ない。

人口の少ない地方の病院は救急医療のハードル（年間七五〇件以上の夜間・休日の救急車受け入れ件数）が高く、都市と地方の格差を解消していくことが一つの課題である。

救急医療については救急の「入り口」の問題ばかりが議論されるが、今真に求められているのは「出口」対策である。回復期リハビリテーションや介護などの

そういう意味で、現在認められている五事業以外にも、適切な事業がある場合は、認定要件に含めるようにアピールしていきたい。

税

制面に関して社会医療法人は法人の財産が個人に帰属することなく、公共性・公益性の高い法人である。そのため税制上の特定公益増進法人として位置づけ、寄付が行なわれた場合は寄付金控除の対象、および損益不算入とすることを要望したい。

教育の分野では一定の専修学校や各種学校が、福祉分野では社会福祉法人が特定公益増進法人とされているが、なぜ医療分野が認められないのか疑問を感じる。

もう一つは社会医療法人の解散時の税制に関する問題である。救急医療の需要については人口の増減など、時代の推移とともに変動する。また、現段階ではへき地に該当する地域で医療事業を行なっていたとしても、いずれはその地域がへき地でなくなってしまう可能性もある。

社会医療法人の要件が満たせなくなり、認定が取り消された場合には、過年度すべての非課税収益に一括課税とされている。突然の巨額課税は死活問題で、病院経営そのものが破綻する危険性がある。地域医療の存続に影響する重要な問題だけに、見直しを強く要望していきたい。（談）

傘下の病院や介護施設だけでなく、一般家庭にも介護食や糖尿病などの治療食の配食サービス事業を行ってきた。このほか、介護ショップの運営なども特別医療法人で運営してきたが、これらの収益事業は社会医療法人へ移行しても継続できる。

収益事業や社会医療法人債の発行ができるのも、社会医療法人の魅力の一つだ。

ただし、収益事業は現段階では法人全体の事業の二〇%の範囲内でしか認められていない。

このため、前出の大阪の社会医療法人、協和会の加納理事長は、「収益事業が全収入の二〇%を超えると社会医療法人の取り消しにつながる危険性があり、二〇%枠が手かせ・足かせとなって収益事業の積極的な展開が困難な状況にある。協議会としても規制緩和を訴えていきたい」と話す。

「社会医療法人債で公的病院のM&Aも」

董仙会では企業会計準則にのっとった会計処理を行っており、二〇〇〇年度決算から退職給付引当金を計上し、〇六年からは監査法人による監査を導入。社会医療法人債が発行可能となる条件を満たしている。

神野理事長は「社会医療法人債はまだ研究中」と前置きしたうえで、こう語る。

「社会医療法人は公的病院の受け皿としての役割を期待されているのだから、存続が困難な公的病院を民間医療機関が吸収・合併する際の資金調達に活用されるのは理にかなったこと。地域住民が社会医療法人債を購入すれば、病院の経営に参画する意識が芽生え、病院も地域の「公共財」としての位置づけが明確になる」

確かに、意義のある使い道である。社会医療法人は自治体病院が公設民営化する際の公募で、指定管理者の道を開くのに有利に働くが、「何をやるにしても議会の承認を必要とする指定管理者よりも、M&Aのほうが民間医療機関にとって経営力を発揮しやすいかもしれない」（神野理事長）。

社会医療法人は運営面でも経営の透明性確保が求められる。それは、経営内容も含めた積極的な情報公開により、社会的な評価を上げるきっかけにもなる。だが逆に、不祥事や問題を起こすと、信用を失墜し、社会医療法人全体が大きな痛手を被ることになる。

地域医療再生の「救世主」としての期待が大きいだけに、責務も重い。

病院の開設主体は二種類あり、なかでも施設数で約六五%、病床数でも半数以上を占め、「地域医療の重要な担い手」と唯一、医療法上に定められているのが医療法人だ。そして、そのなかのエース格が社会医療法人である。

公的な法人に近い立場として、従来は自治体病院が担っていた役割を代替せよというのが国の考えだ。私自身も、自治体病院は原則、不要になると考えている。民間では運営できないような限定した医療のみ自治体が運営すればよい。

Interview with Koichiro Matsuda

自治体病院に取って代わる社会医療法人には自覚も必要



松田紘一郎 ● グロスネット社長
(税理士・公認会計士)

公的立場を与えられるわけだから、社会医療法人の要件は高く定められているが、税制上の優遇を受けられる。また、一般の医療法人には認められていない収益業務を行なえること、役員などに対する報酬に原則として限度額がないこともメリットの

一つだ。ただし、報酬に関しては支給基準の閲覧・開示が認められているので、内容がオープンになることを念頭に置かなければならない。

このほか、公募債である「社会医療法人債」を発行して資金調達を行なうことができる。しかし、事実上、発行は難しいと思う。なぜなら、金融商品取引法に基づく規制がかかるため、ハードルが高いからだ。実際、これまでに社会医療法人債を発行したという話は、聞いたことがない。

今

後、ニュース性を狙って第一号が出るかもしれないが、続かないだろう。社会医療法人債よりも、同様な資金調達の手段である医療法人債を発行すればよいのではないか。少数の機関投資家からしか資金調達を行えないという縛りはあるが、発行に関する規制は社会医療法人債ほど厳しくない。

さまざまなメリットがある社会医療法人には、地域医療の重要な担い手として頂点に立つことが求められる。自院の利益のみならず、地域医療に貢献するという姿勢が最も重要だ。そうした自覚がまだ不足しているのではないだろうか。その一因として、透明性が重要とされながらも、会計の基準がないなどの法制上の不備があり、今後の見直しが求められるところだ。(談)

DW